

群馬県優良県産品推奨制度（審査会開催）のご案内

群馬県では、県民の方々はもちろんのこと、県外からのお客様が県産品を購入される際に役立ててもらうため、優良県産品を推奨（認定）する制度を行っています。

この「優良県産品」制度は、認定期間が2年間となっており、今回は平成22年4月から24年3月までの2年間推奨する商品について、申請を受け審査をいたします。

なお、今年度より、制度の周知と県産品の普及促進をより一層図るため、要綱の一部を改正し、推奨証紙を必ず貼付していただくこととし、推奨証紙の販売価格等も改正しました。また、審査、認定方法につきましても改正しましたので、ご注意ください。

1 県産品とは

製造又は加工の最終段階が群馬県内で行われた商品で、県内の製造業者名の表示により消費者に販売される食料品や、民・工芸品などをいいます。

（基本的には、一般消費されたり贈答または土産品として利用される商品です。）

- ※ 対象外のもの
- ① 未加工の農・水産物
 - ② 木材・樹木、草木、種苗
 - ③ 薬品及び医療用具
 - ④ 工業用機械及び部品
 - ⑤ その他、県産品としてふさわしくないもの

2 優良県産品として認定されると

- ① 認定の証として、群馬県より「推奨状」が授与されます。
- ② 「推奨品名簿」を作成し、県及び関係諸機関などで紹介します。
- ③ 認定された商品は、「推奨証紙（推奨品シール）：右参照」
または「推奨証紙図案」を貼付しなければいけません。〈改正点〉

また、推奨証紙貼付義務化に伴い、推奨証紙販売価格及び同図案使用価格を変更しました。

<推奨証紙販売価格> H22年4月～

証紙	数量	価格（税込み）	（参考）H22.3まで
大	3,000枚	1,900円	2,500円
小	3,000枚	1,900円	2,500円

<推奨証紙図案使用価格> H22年4月～

図案使用数量	使用価格
上限下限問わず	一律10,000円

（参考）<推奨証紙図案使用価格> H22年3月まで

図案使用数量	使用価格
10万枚未満	80,000円
10万枚以上 30万枚未満	100,000円
30万枚以上 60万枚未満	130,000円
60万枚以上 100万枚未満	160,000円
100万枚以上	200,000円

3 申請方法

優良県産品の認定を受けようとする者は、所定の申請書に関係書類を添付して、所在市町村を経由して県に申請します。

なお、現在優良県産品として認定を受けている商品であっても、改めて申請書の提出が必要となりますのでご注意ください。

- 申請受付期間：平成21年7月1日（水）～7月31日（金）まで
- 申請書提出先：所在市町村 商工観光担当課

4 審査・認定

申請された商品は審査会において審査され、その結果に基づき知事が認定します。

※ 審査会において審査基準を満たさないとされたものについては、その指摘事項の改善がはかられたものについて、1回に限り別に再審査を受け付けます。

<改正点>

※ 認定後、推奨品としての信用を著しく害する行為があった場合、又、要綱及び関係法令に違反したことにより認定を取り消された場合、その取消の日から2年間を経過しなければ新たに推奨を受けることができません。<改正点>

<審査基準> ① 食品衛生法、その他の関係法令に適合しているか。
② 品質、価格、包装、表示方法等が適正であるか。
③ 優良県産品として推奨するにふさわしいものであるか。 など

- 審査会開催日：平成21年9月1日（火）

審査会場：群馬県庁281会議室

※ 商品の搬入は前日、搬出は審査会終了後となります。ただし、食品類については原則として返還せずに、県から福祉施設等に寄付する予定です。

5 お問い合わせ先

本制度に関する詳しいお問い合わせは、 群馬県観光物産課 宣伝・物産係 ☎ 027-226-3385 まで
